



特定看護師をご存じですか？

ICU 特定看護師 八田 枝美



特定看護師とは？

患者さんが入院中の夜間や休日、自宅で療養中に体の具合が変化し、対応が必要な時に必ずしも医師がその場にいるとは限りません。通常、看護師は患者さんの具合を医師に報告して、それから医師が診察をして治療にうつります。一方、「特定看護師」は、患者さんの具合が変化して対応が必要な時は、事前に医師から確認を受けていた指示をもとに、医師がその場に行かない時でもすぐに必要な診療の補助（本来は医師が行うような

処置や治療）ができます。まずは、患者さんへの対応を行い、その後に医師に報告するという手順を取って、もよいとされている看護師です。

一人ひとりの患者さんが住み慣れた地域で、人生の最期まで自分らしい暮らしを続けることができるようにするために、患者さんの状態に応じた適切な医療を安全かつスムーズに提供する体制づくりが不可欠です。そこで国は、2015年に「特定行為にかかわる看護師の研修制度」を施行しました。国の制度に基づいた研修で専門的な知識と技術を学び合格と認められた看護師は、習

得した診療の補助（特定の行為）を行うことができます。この看護師を当院では「特定看護師」と呼んでいます。もちろん、事前に医師からの指示を確認し、医師へも報告しています。

特定看護師は何ができるの？

当院では現在、認定特定看護師を含め3名の特定看護師が在籍しています。国が定めた特定行為は38行為ありますが、当院の特定看護師が可能なものは次の表にある12行為です。

1	経口用気管チューブまたは経鼻用気管チューブの位置の調整
2	侵襲的陽圧換気の設定の変更
3	非侵襲的陽圧換気の設定の変更
4	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
5	人工呼吸器からの離脱
6	気管カニューレの交換
7	直接動脈穿刺法による採血
8	橈骨動脈ラインの確保
9	褥瘡または慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
10	創傷に対する陰圧閉鎖療法
11	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
12	脱水症状に対する輸液による補正

最後に

現在は、集中治療室で人工呼吸器が必要な患者さんに、特定行為を活用しながら人工呼吸器の管理や人工呼吸器からの離脱にむけて看護しています。院内の呼吸ケアチームにも所属し、呼吸器の症状や病気で入院されている患者さんの治療と看護にもチームの一員として参加しています。

また、訪問看護部門にも特定看護師が在籍しており、自宅で療養中の患者さんの栄養や水分の管理、床ずれに対して医師が行うレベルの処置とケアも可能になりました。入院中の患者さんや自宅で療養中の患者さんの悩みや希望に寄り添い、特定行為を活用しながら安全でタイムリー（必要なタイミング）な看護ケアを患者さんにお届けすることを心がけています。

